

労 審 発 第 6 3 7 号  
平成23年12月12日

厚生労働大臣  
小宮山 洋子 殿

労働政策審議会  
会長 諏訪 康雄



平成23年11月21日付け厚生労働省発基安1212第2号をもって諮問のあった「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則案要綱」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

(別紙)

平成23年12月12日

労働政策審議会  
会長 諏訪 康雄 殿

安全衛生分科会  
分科会長 相澤 好治

「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則案要綱」について

平成23年12月12日付け厚生労働省発基安1212第2号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

厚生労働省案は、妥当と認める。